

平成 26 年 第 1 回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 26 年 1 月 30 日 開会

平成 26 年 1 月 30 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成26年 第1回臨時会
岩見沢市教育委員会会議録
(平成26年1月30日)

○本委員会に付議した議件

- 1 議案第2号 給食代金の改定について
 - 2 議案第3号 岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例の一部改正について
- そ の 他

○本委員会に出席した者

委 員 長	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	大 橋 弘 道
委 員	佐々木 和 子
教 育 長	舩 甚 和 俊

教 育 部 長	名 和 田 勉
学校教育・生涯学習担当次長	今 野 幸 広
子育て支援推進担当次長	鈴 木 栄 基
学 校 教 育 課 長	加 藤 信 浩
学 校 給 食 課 長	町 田 隆
緑陵高等学校事務長	佐 藤 昌 明
事務局学校教育課総務係長	藤 本 耕
事務局学校教育課総務係	虎 谷 淳

午後1時45分 開会

○武蔵委員長 それでは、ただ今から平成26年第1回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、佐々木委員さん、お願いします。

初めに、議案に対する提案理由について説明を求めます。

○名和田教育部長 それでは、初めに、議案第2号、給食代金の改定についての提案理由について、ご説明いたします。

近年の食材価格等の上昇に伴い、今後も多様な食品を適切に組み合わせた給食を実施し、給食の質を維持していくために、給食代金の改定を提案するものであります。

次に、議案第3号、岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例の一部改正についての提案理由をご説明いたします。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、市立高等学校の授業料を徴収することとし、授業料の額その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上でございます。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、審議に移ります。

日程番号1、議案第2号 給食代金の改定について を審議いたします。

説明をお願いします。

○町田学校給食課長 それでは、給食代金の改定について、ご説明申し上げます。

改定金額につきましては、小学校が年額4万1,800円を4万5,030円に改定。1食当たり単価は、220円が237円になり、17円の値上げとなります。

また、中学校は、年額4万9,400円を5万3,960円に改定。260円が284円になり、24円の値上げとなります。

なお、改定時期は、平成26年4月1日となります。

次に、給食代金の改定に係るこれまでの経過についてご説明いたします。

平成25年11月20日、第11回岩見沢市教育委員会定例会におきまして、岩見沢市学校給食運営委員会に対する給食代金の改定についての諮問が決定いたしました。

11月29日に、舩甚教育長から学校給食運営委員会の北澤委員長に対し諮問書を手渡しました。

12月13日、学校給食運営委員会において、給食代金について、積上げによる1食単価の事務局案を提案いたしましたが、平成26年1月10日の委員会において、給食代金収入と食材費等の支出との間の乖離を埋める最低限の値上げにとどめるべきとの考えに立った委員長案が提案され、審議の結果、委員長案に端数整理による一部修正を加え、答申案が決定いたしました。

なお、附帯意見として、今後は2、3年ごとに給食代金を見直す必要があることや給食

代金の未納問題についても、これまで以上に一層の取組を行う必要があるということが盛り込まれました。

次に、給食費算出の考え方についてご説明いたします。次のページをお開きください。

まず、右側をご覧ください。積算の基本的な考え方をまとめてございます。

学校給食の質の維持、収支バランスの均衡を図るという2つの考え方に立っています。

また、給食費の滞納者対策につきましては、戸別訪問の強化や支払督促などの法的措置を検討していきます。

消費税率10%引上げ時でございますが、消費税率引上げ分の給食費の見直しを検討していきます。このことは、学校給食運営委員会も了承しています。

次に、2の算定基準でございますが、計算方法につきましては、「食材・加工費」の支出実績と総食数から計算する方法で算出いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございます。

ただ今、議案第2号についての説明がございました。

委員の皆さんから、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○大橋委員 結論から申し上げますと、学校給食運営委員会から答申のあった給食代金の改定金額について、提案のとおり賛成するものであります。

ただ、4月からの消費税率の引上げや、これに伴い予想される様々な値上げ状況を考えてみると、保護者に負担を求めていくのは心苦しい点もあると思います。ですが、成長期の子どもたちに、より適切な給食を提供するという意味合いから、また、今の食材費の状況等から考えるとやむを得ない改定であると考えました。

保護者の負担を極力軽減するため、最低限の値上げにとどめるという点に、私も敬意を表したいと思います。

以上です。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございます。

保護者負担については、最低限にとどめたいというところを尊重したいというご意見でした。

秋山委員、どうですか。

○秋山委員 内容的には、大橋委員さんが言われたとおりかと思います。

答申の中で、今後2、3年程度を目途に定期的に給食代金の見直しを行うとありますが、これについては、消費税率の10%への引上げが目前に迫っている中、物価上昇が見えてこないと判断が難しいと思っています。

当市の給食代金は、しばらく据え置かれておりましたが、食材費との乖離を埋める必要があるということを見ると、今回の見直しについては妥当ではないかと思います。

学校給食は、子どもたちに安全・安心で滋養のあるものを提供しなくてはならないとい

う観点に立った中では、最小限の負担を保護者に求める内容の今回の答申に従って、改定を行うべきと思いますので、私はこの答申に賛成をしたいと思います。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございます。

佐々木委員さん、どうですか。

○佐々木委員 1つ、質問してよろしいでしょうか。

3番の計算式について、簡単に説明していただけますか。

○町田学校給食課長 左側の1食当たり給食費と実質価格の比較表をご覧くださいませか。

「食材・加工費(B)」の計が、1億5,773万3,518円となっております。これが、平成25年度の4月から9月までに実際に支払われた食材・加工費の合計です。隣に「食数(A)」とあります。小学校が42万1,365、中学校が22万1,835、合計64万3,200となっているのが総食数です。

この2つの数字を元にして計算いたします。右側の表の下の方に、「中学校単価」という囲みがあるのですが、そこに、「小学校平均640キロカロリー、中学校820キロカロリー」という部分があります。これは、文科省で決められている標準的なエネルギー摂取量で、中学校の割合は小学校の約1.2倍になります。総食数とこの1.2という割合を使って計算して求めたものが、小学校と中学校の単価になります。

小学校の単価は、先ほどの1億5,773万3,518円から、小学校の食数と中学校の食数を1.2倍したもので割っています。それが、小学生の基本的な実質単価229.41円になります。中学校の場合は、これを1.2倍したものが単価ということになります。それに物価上昇率を見込んで、消費税率8%を掛けて計算したものです。

以上です。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○武蔵委員長 よろしいですか。

皆さんの意見を聞くと、原案に賛成のようです。

基本的な考え方の中では、今後の物価上昇等もにらみ、もう少しの値上げということも考えてはどうかというような意見もありましたし、値上げすることによってよりおいしい給食の提供が必要という意見や、もう1品追加するという話もありましたが、現状の経済環境の中での家庭の負担という観点に立って考えた場合には、家庭から負担していただいている給食費と、実際にかかっている食材費の差額分を穴埋めする値上げと、引上げられる消費税率3%分に相当する分の値上げということで、小学校17円、中学校24円の最低限度の値上げにとどめるということです。

それでは、これに皆さん賛成ということでもよろしいでしょうか。

○大橋委員 今後の要望意見として発言いたします。先ほども、基本的な考え方の中で、給食費の滞納者対策についても触れられていましたが、今回の改定に際してクローズアップされた課題ではなく、以前から生じていた問題であり、これまでも適宜対策を取ってこられたかと思います。多くの保護者の方たちは、このことに非常に強い関心を持っておら

れますので、私も同感ですが、公平性を保つためには、この対策についてより一層工夫を凝らして進めていただきたいと思います。

なお、その対応状況については、今後も教育委員会の場で報告いただいて、改善策を練っていききたいというように思います。

○武蔵委員長 本議案ではないですが、これは従前からある問題ですし、皆さん努力していただいていることですから、理解をいただきながら未納がなくなるようなシステムを是非作っていただきたいと思いますし、今後も随時、教育委員会の場で話し合っていきたいと思います。

それから、議案には明文化をされていませんが、先ほど、消費税率10%引上げ時、給食費の見直しを検討するとの説明がありました。

現状では、10%になるかどうかはまだ確定していませんし、軽減税率の導入ということも検討されているので、消費税率引上げがどのように給食費に影響するか現時点では分かりません。これが今年の12月には見えてくると思いますので、その時に再度、値上げに対する考え方をまとめていききたいと思います。

それとあわせて、諮問に対する答申の中にありましたように、2、3年ごとに給食代金を見直していくということですが、時代の流れ、それから経済の動きの中で変動する項目が非常に多い部分ですから、そのことを踏まえて取り組んでいくということを念頭に、この議案を審議したいと思います。

それでは、承認をいただくということで、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご異議がないということですので、議案第2号については、原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、日程番号2、議案第3号 岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いします。

○佐藤緑陵高等学校事務長 この度、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が改正されましたことにより、岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例の一部改正を行いたく、ご審議を願うものです。

改正内容につきましては、平成26年4月以降に入学する方が対象となっております。

現在、すでに高校等に在学されている方につきましては、引き続き現行制度による無償化が適用されるということになっております。

また、徴収される対象者につきましては、市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯の方につきましては、年額授業料といたしまして11万8,800円を負担していただくという改定になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○武蔵委員長 ただ今、ご説明いただきましたが、資料を熟読させていただきたいと思い

ますので、少々お時間をいただきたいと思います。

高等学校授業料の無償化について、国で決めた際にも条例改正を行っておりますが、また今回、国の制度が変わるということで、これに対応し改正したいということです。

これについて、いかがでしょうか。

○大橋委員 国の制度改正に伴う条例の改正ですから、提案のとおり理解いたしました。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございます。

その他、よろしいですか。

なければ、この件についてはご異議がないということで、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、原案どおり決定をいたします。

それでは、予定している議案については、以上で終了いたします。

次に、その他に移ります。

委員の皆さんから、何かありませんか。

(「ありません」という声あり)

○武蔵委員長 事務局の方から何かございますか。

なければ、以上をもちまして、第1回教育委員会臨時会を終了させていただきます。

大変ご苦労さまでした。

午後2時08分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第16条の規定により、ここに署名する。

署名委員